

## 2 外郭西辺の門と櫓の配置

**調査履歴** 平成25年度までに外郭西辺築地線沿いでは、第5次調査（昭和52年、『方八丁概報77』、本書第21・22図に再掲載）、第104次調査（平成22年、『志波城概報10』）、そして本書掲載の第107・108次調査を実施しているが（第9図）、いずれの調査区からも掘立柱の掘方は確認されておらず、その配置を直接的には知ることが出来なかった。以下、門と櫓について同年代に陸奥国北部に造営された胆沢城跡と徳丹城跡の調査成果を確認する。

**胆沢城跡** 奥州市に所在する胆沢城跡は、延暦二十一年（802）に坂上田村麻呂により造営され、大同三年（808）には鎮守府が多賀城より移転している。これまでの調査により、外郭東西辺で櫓が確認されているが、外郭東西門は未確認である（高橋2004）。櫓配置は約67m（225尺）間隔の可能性が考えられており、櫓構造は築地塀をまたぐ掘立柱形式である。

**徳丹城跡** 矢巾町に所在する徳丹城跡は、弘仁三年（812）に文室綿麻呂により造営され、志波城廃絶後の後継城柵として機能した。これまでの調査により、外郭四辺で櫓・門が確認されている（西野2004）。門は四辺とも三間一戸の八脚門であり、政庁から外郭にのびる城内大路も確認されている。櫓配置は約70m（235尺）間隔であり、櫓構造は築地塀（一部は丸太材木塀）をまたぐ掘立柱形式である。

**志波城跡** 上記2城柵の調査成果から、志波城跡外郭西辺の設計は以下のように推定される。

- ・外郭西門の位置：城内西大路は検出されていないものの、徳丹城跡の例から、外郭西門の位置は、政庁西門（S B 5 7 0）から直線的に外郭築地線（S F 1 7 0）に向かう位置と推定される。なお、外郭西門の形式については、徳丹城跡の例から、五間一戸の櫓門（外郭南門と同規模）または三間一戸の八脚門（政庁南門と同規模）と考えられるが、政庁の例から南辺を重視する設計であったとすれば、八脚門であったと推定される。
- ・外郭西辺櫓の構造：胆沢城跡・徳丹城跡ともに外郭東西辺の櫓構造は外郭南辺と同様であることから、外郭西辺櫓の構造は、外郭南辺と同様の築地塀をまたぐ桁行2間・梁行1間の掘立柱形式と推定される。
- ・外郭西辺櫓の配置：徳丹城跡の例から、外郭西辺櫓の配置は、外郭西門も含めほぼ等間隔であったと推定される。

以上の推定される設計をもとに、第5・104・107・108次調査地点に掘立柱が検出されなかったという条件を加えると、志波城跡の外郭西辺の様相は以下のように想定される。

外郭西門（推定三間一戸八脚門）の南に3基（南西隅を除く）・北に6基（北西隅を除く）の築地塀をまたぐ掘立柱櫓が、約76.5m（255尺）間隔で建ち並ぶ。

上記の想定は、外郭南辺における外郭南門（五間一戸櫓門）の東西に各7基（南西・南東隅を含む）の築地塀をまたぐ掘立柱櫓が、約60m（200尺）間隔で建ち並ぶという調査成果と比

較すると、外郭西辺の櫓間隔は16.5m（55尺）長い。また、胆沢城跡・徳丹城跡の外郭櫓間隔よりも少し長いということになる。しかし、これはあくまで現時点での状況証拠から推定を重ねたものであり、その事実の解明のためには今後、以上の内容を検証する発掘調査を計画的に実施していく必要がある。

#### 【引用文献】

- 高橋千晶 2004「胆沢城と蝦夷社会」『古代蝦夷と律令国家』蝦夷研究会編 高志書院  
西野 修 2004「徳丹城と蝦夷社会」『古代蝦夷と律令国家』蝦夷研究会編 高志書院